

資料

# 第12期活動報告書(案)

令和7年10月

西東京市青少年問題協議会

## ＜目 次＞

1	はじめに	1
2	今期協議会の活動テーマと取組	2
	(1) 活動テーマ	2
	(2) テーマへの具体的な取組み	3
3	調査	4
	(1) 西東京市教育部教育指導課ヒアリング	4
	(2) 西東京市教育部教育支援課ヒアリング	6
	(3) 下保谷児童センターヒアリング	8
	(4) ひばりが丘児童センターヒアリング	9
	(5) 認定NPO法人キッズドアヒアリング	10
4	検討・報告	12
	(1) 実態の把握	12
	(2) 課題・問題点の確認	13
	(3) 今後に向けて	15
5	おわりに	18

### 【付録】

①	第12期西東京市青少年問題協議会委員名簿	19
②	第12期協議会の活動状況	20

## 1 はじめに

西東京市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）では、平成22年に定めた西東京市青少年を支える4つの柱である「あたたかい家庭」「顔の見える地域」「楽しい学校」「支えてくれる行政」を念頭に置き、青少年の健全育成に係る近年の課題について、委員それぞれが意見を出し合い、協議会として取り組むべきテーマを決め、各々の専門的な立場から議論しています。

今期は「オンライン時代の居場所を知る」をテーマに調査、審議することとしました。その活動内容をまとめ、その結果をここにご報告いたします。

## 2 今期協議会の活動テーマと取組

### (1) 活動テーマ

#### 「オンライン時代の居場所を知る」

コロナ禍や時代の経過により子どもたちの遊び方やコミュニケーションの取り方が変化しています。その中で、子どもたちの居場所も変化している状況です。

市では、小中学校でのタブレットの活用が令和3年度から始まり、オンライン化が進んでいます。その結果、子どもたちのオンラインに対する知識と親のオンラインに対する知識に乖離が生まれ、様々な問題が生じています。オンライン上で特定の情報のみ入手することになり、偏った考えをもってしまう可能性があります。親は子どもを管理できず、オンライン上で他人と交流を持ち、犯罪に巻き込まれてしまう事件も発生しています。

また、子どもたちは、親とのコミュニケーションなしにタブレット等のデバイスを用いて、調べ物や宿題などの物事を完結してしまう場合もあります。

一方で使い方によっては、不登校児童に対して、オンライン授業で学習支援ができることや、オンライン相談やオンラインでのコミュニケーションをきっかけに対面でのコミュニケーションに繋ぐことができるなど利点もあります。

子どもたちのオンライン利用に対する現状を把握し、子どもたちの居場所をどのように確保すべきか検討する必要があるため今回の活動テーマとして取り上げました。

## (2) テーマへの具体的な取組み

テーマに関する調査・研究について、以下の活動を行うよう計画しました。

- ① 取組期間：令和6年度第3回・4回専門部会で取り組む
- ② 活動内容：現状を知るためのヒアリングを行う

令和6年度第3回専門部会では、庁内の関係部署へヒアリングを行いました。ヒアリング先としては、西東京市教育部教育指導課、西東京市教育部教育支援課、下保谷児童センター、ひばりが丘児童センターとなります。

令和6年度第4回専門部会では、認定NPO法人キッズドアへのヒアリングを実施しました。

次項以降では、以上の2回のヒアリングについて報告します。

### 3 調査

テーマについての取組として、第12期青少年問題協議会では、市の取組とオンライン利用の現状を学ぶために、次の3部署1団体の担当者からヒアリングを行いました。

#### (1) 西東京市教育部教育指導課ヒアリング

- 全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、昨年度（令和5年度）市では小学校で148名、中学校で271名の不登校の児童生徒が報告されている。不登校の定義は30日以上の欠席とされている。
- 市内の小学校18校、中学校9校でも、不登校の児童生徒数が増加している傾向にある。
- 昨年度の市の状況は、中学2年生が105名と最多であった。中学3年生になると87名まで減少している。
- 学校としての不登校の未然防止策は、係活動、クラブ活動、委員会などを通して自己肯定感を高めてもらう。学校が居心地のよい居場所にするために学校も努力しているところではあるが、それでも不登校になってしまう場合がある。
- 不登校の原因としては、友人関係や人間関係の問題、親子の関わり方、学校生活に対するやる気の欠如、不安やうつなどが主な原因である。
- 不登校児童への支援として、訪問や電話連絡、オンライン授業の提案などを通じて支援を行っている。学校内別室という形で支援をしている学校もある。学校によっては別室を作るのが難しく、職員室や校長室を使用している。令和6年度、小学校では23名、中学校では16名が別室指導を利用している。
- 令和6年度、学校に行けず、オンライン授業を受けている児童数は、小学校13名、中学校4名である。  
特に中学生はオンライン授業を勧めても受け入れられない状況である。学校との関わりが途切れないように、教育指導課が指導助言を行っている。

## 《質疑等》

- 不登校の原因別の割合はどのくらいか。

→令和5年度人間関係に関しては、小学校が21件、中学校が46件である。

親子の関わり方、家庭の事情等については、小学校37件、中学校31件である。

学校生活に対してやる気が出ない等については、小学校52件、中学校63件である。

不安やうつに関しては、小学校61件、中学校66件である。

学業不振については、中学校61件である。

- 例えば友人関係が不登校の理由でも性格上なのがいじめがあったのか分かるアンケートを行っているか。

→いじめのアンケートは年3回行っている。

不登校などの原因是様々な要素が含まれているため、1つのアンケートから原因を突きとめるのは難しい状況である。原因把握には、外部機関との連携が必要である。

- 不登校などを未然に防ぐ取組は行っているのか。

→長期休業明け前にスタートアップ期間を設けて、不安などの相談をできる面談を行っている。他にも休み明けにテストを行わないなどの取組をしている。

- 別室登校の取組があるが、空き教室が無く、保健室で対応しているが、2時間のみなど短時間なため対策は検討しているか。

→施設に関することで他課にも影響しているため今後検討していく。

- 子どもたちへの支援の仕方について相談があるか。

→相談はあった。保護者から学校に相談して、その該当の子どもとの距離を少し離せるようにグループを別にしたり、席を離したりなどの余地はあると考える。

## (2) 西東京市教育部教育支援課ヒアリング

- 不登校児童生徒への支援は、学校に登校することだけを目標とせず、社会的自立を目指すことも重要である。
- 教育支援センタースキップ教室（様々な理由から学校に登校していない市内在住の小・中学校の児童生徒に対し、社会的な自立に向けた支援を行う場所）では、小学生・中学生が通える教室を提供し、学習指導を通じて自立に向かう力を育てている。
- スキップ教室では、5教科の学習に関わらず、美術や陶芸、調理実習なども行っている。子どもの状況に合わせて、基礎学力の定着も行っている。
- 進路に向けた授業については、自身が何をしたいか、なぜ学校に行きたくないのかなどをスキップ教室の指導員との関係の中で考えながら、自分のキャリアを考えるものとしている。
- 様々な経験が不足している子どもに関しては、遠足や社会科見学を実施して社会性を身につけていったり、自立に向かうようなサポートをしている。
- 不登校・ひきこもりセーフティネット事業の Nicomo ルーム（学校に登校していない 18 歳までの児童生徒等と保護者が、居場所などで利用できる不登校ひきこもり相談室）とニコモテラス（学校に登校していない小・中学生のうち、継続した支援につながっていない児童生徒を適切な支援につなぐ場などとして利用できる体験フリースペース）**は**、同じ場所に存在し、曜日によって運営状況は異なる。
- Nicomo ルームは、小学生から 18 歳までの子どもが臨床心理士等に相談ができ、遊んだりしながら過ごすことができる。スポーツやゲーム、スマートフォンも利用可能で外には畑があり、畑作業もできる。その場に来ることができない子どもに関しては、家庭訪問をして関係作りをしている。
- ニコモテラスは、基本は Nicomo ルームと同様であるが、不登校で継続的な支援につながっていない小学生・中学生が利用でき、予約や申し込みが不要で通うことができる。
- ニコモテラスは、各支援先に展開するための前段階の支援先である。

- スキップ教室、Nicomo ルームやニコモテラスでは、子どもが持っているタブレットを用いてオンラインの対応（学校の授業をタブレットで視聴するなど）も可能であるが、希望者はいない状況である。実際に対面で遊ぶことで通い続けている子どもが多い状況である。
- 教育相談では、市役所にて臨床心理士等が相談に応じている。
- スクールソーシャルワーカーは、教育や福祉等の専門家を市内の小中学校に毎週派遣をしている。主な業務としては子どもや保護者の相談に応じる。家庭訪問等、学校以外の場所に出向いて支援をする。支援先と一緒に出向くなどである。  
例えば、家庭訪問で関係作りができたことにより、スキップ教室の見学に一緒に出向くなどが挙げられる。
- 保護者への支援については、保護者向けの情報提供や啓発活動を行っている。講演会や不登校に関するリーフレットの作成、ストレスケアの情報提供なども実施している。

### 《質疑等》

- スクールソーシャルワーカーは1名で何校担当しているのか。  
→7名おり、2名1組で動いている。その2名が8から9校を担当している状況である。  
毎週1回、午前か午後で割り振りをして、どちらかが学校に定期派遣をされている。学校の要望に合わせて随時派遣も行っている。
- 相談者は同じスクールソーシャルワーカーに相談ができるのか。  
→可能である。
- 子どもたちへの支援の仕方について相談があるか。  
→相談はあった。保護者から学校に相談して、その該当の子どもとの距離を少し離せるようにグループを別にしたり、席を離したりなどの余地はあると考える。  
スキップ教室でも似たような問題は発生することがある。その場合は、当該子どもの言動への支援を行うとともに、周りの子どもには困ったときの対処ができるよう支援している。

- 支援している子どもたちが復帰する要因はどのようなものなのか。  
→スキップ教室で把握しているものでは、学年の変わり目や中学生が高校生になるタイミングの段階での気持ちの変化が多い。多くは高校に通いたいと思う子どもたちである。  
一人一人の特性に合わせて少しずつステップアップしていくように支援している。

### (3) 下保谷児童センターヒアリング

- 児童センターには目的をもって来館する人が多い。ダンススタジオと音楽スタジオの利用については、高校生の利用が多い状況である。
- 児童センターが子どもたちの待ち合わせ場所として使われることもある。
- 異なる学校の子どもたちと遊びや趣味を通して仲良くなることがある。
- 年に数件、不登校の子どもが来館するが、スクールソーシャルワーカーと共に来館している。小さい頃に下保谷児童センターを利用して、自分の安心できる場所、行きたい場所を本人に確認したところ、下保谷児童センターが挙がった。
- 自由来館のため、不登校か否かが分からず、遊びに来ている子どもたちから不登校について情報提供を受けることもある。
- 数年前に児童センターの職員は不登校の情報を受けた際には、学校とは関係のない話をして関係作りをし、不登校の話を聞きだす対応をしたこともある。
- 児童センターで相談を受けた際に、学校に橋渡しをしたこともあった。
- 課題をやりたい、地下のスタジオでは電波が悪い、楽譜はオンライン上のものを活用しているため Wi-Fi の要望は多くある。

## 《質疑等》

- 児童センターでは、1人でスマートフォンだけを触っている子どもはいるか。  
→友達と待ち合わせをしている間のみで長時間1人でスマートフォンを触っている子どもは見受けられない。
- 児童センターで子どもたちの相談を受けるなかで、うまくいかないなどの難しさはありますか。  
→子ども同士で初めは趣味や遊びで仲良くなっていても、慣れてきて我がってきた際にうまくいかなくなることがあった。そういうことで来館しなくなるケースもあった。

## (4) ひばりが丘児童センターヒアリング

- 1日の利用は中高生合わせて60名程度。夏休み期間など、多いときは中高生100名以上の来館がある。
- 利用方法はスポーツ利用と居場所利用の2つに大きく分かれる。
- 居場所利用の子どもたちのなかで、学校に行けていない子どもたちの利用もあり、児童センターで安心して過ごせるようサポートしている。
- 自主企画やイベントお祭りのスタッフなど子どもたちが活躍できる場を作り、少しずつ学校や家庭での話をしてくれるような関係づくりに努めている。
- 自由来館のため、不登校か否かが分からず。学校からの共有や話をしていく中で不登校がわかったときは、学校等と共有・連携している。
- 児童センターで何をしたいか、何があったらよいかのアンケートを行った結果、Wi-Fiの要望は多くある。

## 《質疑等》

- 児童センターでは、1人でスマートフォンだけを触っている子どもはいるか。

→普段は友達同士で遊んでいるが、稀に一人で居たい、動画を見ていたいという子どもはいる。

- 児童センターで子どもたちの相談を受けるなかで、うまくいかないなどの難しさはありますか。

→特定の職員と話したい子どももいるため、難しさを感じるときもある。記録を残しておいて誰でも対応ができるようにはしている。

## (5) 認定NPO法人キッズドアヒアリング

- ネット接続環境、オンライン上の居場所のニーズ等についてアンケート調査を実施して、オンライン上の居場所の設計、準備を行い居場所支援を試行実施した。

- アンケートの回答者（保護者）は母子世帯が9割を占めている。就労形態は半数が非正規雇用である。その世帯の所得は、200万円未満が半数を超えており、300万円未満が8割超を占めている。

- 家庭のインターネット環境については、所得が低い層ほどインターネット回線が無い割合が高い。

- 子どもの所有するデジタル端末については、スマートフォンを持っている小学生は36%、中学生は79%、高校生世代は95%である。自由に使用できるPCの所有率は小学生28%、中学生32%、高校生世代62%である。

中学生と高校生世代では、所得が高い層ほどスマートフォン所持率が高い。

- 子どものデジタル端末利用に対する保護者の考えは、子どもの年齢に問わず「ある程度であればするべき（デジタル端末利用を）」という意見が最多であった。年齢が上がるほど肯定的な意見が増加していた。

- デジタル端末利用に否定的な理由としては、ネット上のトラブルや不適切な情報に触れてしまう危険があるためであった。

- 子どもに体験させてみたいオンライン上の居場所については、「プログラミング」が約半数と最多であった。

- 子どものオンライン上の居場所に期待する効果や役割では、「学習支援」が半数近い。その次に「人とのおしゃべり、社交」や「カルチャー体験」であった。
- 子どものオンライン上の居場所利用に関する不安や心配は、「人間関係のトラブル」と「インターネット詐欺、ワンクリック詐欺」が半数以上であった。

不適切な情報や利用料金、視力低下を懸念する回答も4割程度あった。特に不安や心配はないと回答は1割程度であった。
- 高校生世代が参加してみたいオンライン上の居場所の上位は、「オンラインゲーム」、「料理教室」、「トークルーム・チャットルーム」であった。
- 高校生世代がオンライン上の居場所に期待する効果や役割の上位は「人とのおしゃべり・社交」、「学習支援」、「リラクゼーション」であり、3割を超えていた。
- 高校生世代のオンライン上の居場所利用に関する不安や心配で最も多かったのは、「利用料金（回線料金）」であった。その次には、「人間関係のトラブル」、「インターネット詐欺、ワンクリック詐欺」であり、3割超であった。

### 《質疑等》

- キッズドアのオンライン居場所はメタバースで行ったか。  
→Zoom で行った。
- 親への支援はどのようなものがあるか。  
→情報提供や、物資の支援、子どもの体験について、就労支援（保護者への）等を行っている。
- 今後予定しているオンライン居場所のイベントなどはあるか。  
→昨年度行った高校生向けのキャリア教育はとても良かったので、続けていきたい。
- 犯罪との関係性について、どのように考えているか。  
→AIによるフェイクの拡散などもあり、大人も気をつける必要がある。

オンライン居場所を試行レベルで行っていても注意が必要であると感じた。ルールや認識について検討する必要がある。

## 4 検討・報告

「3 調査」の西東京市教育部教育指導課、西東京市教育部教育支援課、下保谷児童センター、ひばりが丘児童センター、認定NPO法人キッズドアへのヒアリングを受けて、次の項目について意見交換をしました。

### (1) 実態の把握

#### 子どもたちのオンライン利用など

子どもたちは、小中学校でタブレットの活用が始まったことにより、さらに情報社会の中を生きていくことになっています。

オンラインゲームで、友人関係が生まれたり、オンラインゲームがきっかけで遊ぶ約束をするケースもあるようです。

ヒアリング先である児童センターからは、子どもたちからWi-Fiが利用できる状態にしてほしいという要望があったという報告もありました。児童センターでバンド練習をする際にも、楽譜をインターネットから入手することがあるようです。

認定NPO法人キッズドアヒアリングでもございましたが、子どもたちと保護者では、参加してみたいオンライン居場所や期待する効果や役割は異なることがわかりました。

#### 保護者のオンライン利用など

保護者の中には、子どもたちと一緒にオンラインゲームなどのオンライン利用をする家庭がある一方で、子どもたちがどのようなインターネットサイトを閲覧しているか、学校から支給されたタブレットで何をしているのか管理できていない家庭もあるようです。

そのため、保護者と子どもたちのデバイス利用について、認識の差を埋めるためにオンラインリテラシー教育が必要です。

## (2) 課題・問題点の確認

協議会の中で課題・問題点として挙がったのは、次のとおりです。

### ① 家庭内でのオンライン利用のルール作りについて

居場所というところでは、ネットが最後の砦となる可能性もありますが、対面での付き合いでもしないようなことをオンライン上でもしないように子どもたちに理解してもらうべきであるのではないか、匿名の危険性の認識をしてほしいと考えます。

年代が異なる人と繋がることにより、生活スタイルが異なり昼夜逆転してしまうが、嫌われるのを恐れてグループを抜けるに抜けられない状況にあります。

### ② オンライン上でのやりとりの信ぴょう性

近年、生成AIの発達により、フェイクニュースが世界的問題になっています。それらは、とても判断がつきにくく、知らずに誤った情報を拡散させてしまう恐れがあります。

オンライン上で仲良くなった人と写真の交換のみで信頼してしまうなど信ぴょう性に欠ける部分があります。

### ③ オンラインによる学習支援

不登校児童については、小中学校等でオンライン授業の実施をしています。しかし、定点カメラのように、黒板のみを写している場合や既に授業についていけない児童がいるため、効果が出ていないように感じました。

学校の保健室を居場所として考えましたが、保健室の性質上、落ち着いて授業を受けられる場所ではないため、環境は整っていないと感じます。

コロナ禍ではオンライン授業を意識して授業の構成を考えていましたが、通常授業に戻った結果、通常授業を優先しているのでオンライン授業に対応できていないと感じます。

#### ④ オンライン居場所の利用率

大学でもオンライン上の居場所を提供しているが、子どもたちは、対面でのコミュニケーションを求めていたため、利用者は増えている状況にあります。

認定NPO法人キッズドアヒアリングでもあったように、オンライン居場所の利用率は低い状況です。

#### ⑤ 学校支給のタブレットのセキュリティ

認定NPO法人キッズドアが実施していたようなオンライン上の居場所事業を実施しようとすると、タブレットのセキュリティによりブロックされてしまうため、実施ができない状況です。

#### ⑥ オンラインと犯罪の関係性

近年、オンライン利用（SNS等）による犯罪が多発しています。オンラインゲームを通じて知らぬ間に事件に巻き込まれてしまう子どもたちもいるようです。オンラインゲームを通じて知り合った人と仲良くなり、犯罪に加担してしまったり、チャットルームを利用しているなかで知らぬ間に強盗などを企ててしまったり、様々な事件が発生しています。

オンライン上の居場所を考えるうえで、ルールを作り、子どもたちに理解してもらう必要があります。

#### ⑦ オンライン上の居場所の周知方法

西東京市では、LINEで子ども向けの相談窓口として事業を行っているが、利用率を上げるために周知方法について検討する必要があります。

#### ⑧ 相談先へのアクセス

オンラインでの相談から対面での相談に移る際に、アクセスの悪い場所に相談先があると、居心地が良くても、利用率が減少する可能性があります。

### (3) 今後に向けて

(2)では協議会の議論の中で挙げられた課題・問題点について述べましたが、今後に向けての対応等、どのようなことが考えられるか、協議会での検討、意見をまとめました。

#### ① オンライン利用についてルール作り

オンライン利用におけるルール作りについては、家庭での裁量になるため、一律でのルール作りは困難です。しかし、最低限のルール作りは必要です。例えば、子どもたちの日常生活に影響が出てしまうまでオンラインゲームをしないこと、知らない人とオンライン上で会う約束をすることを禁止するなどです。

各家庭向けに、子どもと保護者が一緒にルール作りができる仕組みを作る必要があります。

#### ② リテラシー教育（特定分野に関する知識や能力を活用する力を養う教育）

オンライン上では、多くの情報が渦巻いている状況です。子どもたちがその中で正しい情報を取捨選択するのは困難です。

子どもたちのみならず、親に対してもオンライン上での情報の取捨選択について教育する必要があると思います。

#### ③ オンラインによる学習支援

オンラインによる学習支援については、児童生徒の状況に合わせて、対応する必要があると思います。授業の理解度に関わらず、黒板のみを映してしまうオンライン授業では、児童の学習意欲も落ちてしまい、参加率が下がると思います。

クラスの教室に入ることができず、別室でオンライン授業を受ける場合についても、クラスの様子が分かるように給食の時間を映すことなどの繋がりを作る工夫が求められます。

④ オンライン上の居場所の利用率

オンライン上の居場所を実施しても利用率が低いことについては利用の手軽さ、安心できる環境での利用が必要であると考えます。

⑤ 学校支給のタブレットのセキュリティ

学校支給のタブレットのセキュリティについては、関係部署との調整をする必要があると思います。

⑥ オンラインと犯罪の関係性

オンラインと犯罪の関係性についても、オンラインリテラシー教育が必要であると考えます。

学校で行われる、交通事故の実演のようにインパクトのある教育が必要であると思います。実際にクリックをしてしまったら個人情報を抜き取られてしまうようなシミュレーションがあると子どもたちも理解が深まると思います。

⑦ オンライン上の居場所の周知方法

オンライン上の居場所の周知方法については、誰がどのような相談をして良いのかが分かり易い相談窓口名を考えていただく必要があります。

子どもたちへの、相談窓口周知方法についても、理解をしていないまま、相談窓口のチラシを受け取っているため、相談窓口の説明をして配布する必要があります。

⑧ 相談先へのアクセス

相談先へのアクセスについては、各小学校にNicomoルームのような相談先があるとオンラインからスムーズに対面のやり取りへ移行できるのではないかと考えます。

## 参考例（西東京市の取組み）

### ・子どもの相談窓口

市では、子どもに関する各種相談窓口をご用意しています。

西東京市のLINEより、相談先にリンクが飛んでおり、相談内容に合わせて各種相談窓口を紹介しています。

【西東京市公式ライン（LINE）画像】



## 認定NPO法人 キッズドアについて

すべての子どもが夢や希望を持つ社会の実現を目指して日本国内の子ども支援に特化して活動する認定NPO法人です。

【URL】 <https://kidsdoor.net/>

## 5 おわりに

日々進歩していく情報社会ではありますが、オンライン上のみで生活をしていくのは不可能であると考えます。

不登校児童についても対面でのコミュニケーションを求めているようです。そのような児童に対しても、学校のクラスとの繋がりを持つていくために、黒板のみを映してのオンライン授業ではなく、教室の様子が分かる、給食の時間も配信するなどの工夫をしたオンライン授業を提供していただきたいと考えます。

オンライン上のコミュニケーションから、対面でのコミュニケーションに移行し易くするためには、学校をはじめ、家庭や地域、行政の取組みの中に、楽しく子どもたちが過ごせるような居場所が必要であると思います。

また、対面でのコミュニケーションを取ることができるようになるための一助として新たなオンライン居場所の提供をしていただくことを期待します。

## ＜付 錄＞

### ① 第12期西東京市青少年問題協議会委員名簿

任期 令和5年11月1日～令和7年10月31日

会長 西東京市長 池澤 隆史

氏 名	選 出 区 分
今井 ゆみ	教育委員
※井上 美喜	西東京市立小学校・中学校PTA及び教師と保護者の会代表
※紺野 愛子	青少年育成会代表
※瀬沼 洋子	西東京市主任児童委員
※高松 宏弥(副会長・座長)	学識経験者
矢崎 新士	東京都小平児童相談所長(令和7年4月30日～)
波田 桃子	東京都小平児童相談所長(～令和7年3月31日)
※西原 みどり	保護司(令和7年4月30日～)
※濱野 雅章	保護司(～令和7年3月31日)
湯浅 泰美	西東京市立中学校長
※平井 勝(専門部会長)	西東京市防犯協会代表
村上 貢	警視庁田無警察署生活安全課長
川村 哲	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (令和7年4月30日～)
森本 充	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (～令和7年3月31日)
※山崎 節子	人権擁護委員
下田 純一	市議会議員(令和7年4月30日～)
田村 ひろゆき	市議会議員
鈴木 ゆうま	市議会議員(～令和7年2月13日)

敬称略(※は専門部会委員)

## ② 第12期協議会の活動状況

	開催年月日	内 容
令和5年度 第4回 協議会	令和6年1月16日	1 副会長の選任 2 今期の会議運営について
令和6年度 第1回 専門部会	令和6年5月14日	1 部会長及び副部会長の選出について 2 今期の活動テーマの検討について
第1回 協議会	令和6年7月4日	活動テーマの決定について
第2回 専門部会	令和6年8月20日	今期の活動テーマ「オンライン時代の居場所を知る」について ヒアリング先について
第3回 専門部会	令和6年10月9日	現状の解説（西東京市教育指導課、西東京市教育支援課、下保谷児童センター、ひばりが丘児童センター）
第2回 協議会	令和6年11月7日	専門部会におけるヒアリングの結果について
第4回 専門部会	令和7年2月14日	現状の解説（認定NPO法人キッズドア）
令和7年度 第1回 協議会	令和7年4月30日	専門部会におけるヒアリングの結果について
第1回 専門部会	令和7年5月30日	報告書（案）の検討
第2回 協議会	令和7年6月30日	第12期西東京市青少年問題協議会活動報告書（案）について
第2回 専門部会	令和7年8月15日	第12期西東京市青少年問題協議会活動報告書（案）について
第3回 協議会	令和7年10月3日	第12期西東京市青少年問題協議会活動報告書（案）について